

# 官省誌を讀む 解答

史料 明治五年（一八七二）七月、同年十一月二十七日  
大蔵省誌・外務工部省誌・海陸文部教部省誌

〔埼玉県行政文書 明四六〕

## 【釈文】

東京鎮臺十四番大隊

六番小隊兵卒

（人名略）

同

（人名略）

右之者共本隊致脱走当管  
下中山道桶川宿農間旅  
籠屋渡世鈴木周吉方へ止宿  
致し酒食料ニ差支候由所持  
罷在候外套外三品ヲ右代金  
相払候迄相預ケ置候趣之処右外  
套胴ノ革ハ官方給與之品  
ニ付取揚可差送旨御掛合ニ付  
右鈴木周助取糺候處相違  
無之別紙之通申立候間則官物  
取揚ケ差送申候間、左様御承知  
有之度仍之始末書相添此段  
及御答候也

壬申七月十七日 埼玉縣印

陸軍

裁判所

御中

官物紙包添

【読み下し】

東京鎮臺十四番大隊

六番小隊兵卒

(人名略)

同

(人名略)

右の者ども本隊脱走致し、当管

下中山道桶川宿農間旅

籠屋渡世鈴木周吉方へ止宿

致し、酒食料に差支候とても、所持

罷り在候外套ほか三品を右代金

相払い候まで相預け置き候趣のところ、右外

套胴締め革は官より給与の品

に付き、取揚げ差送るべき旨御掛合いにつき、

右鈴木周助取糺候ところ相違

これ無く、別紙の通り申立て候間、すなわち官物

取揚げ差送り申し候間、左様御承知

これ有りたく、これによって始末書相添え此段

御答えおよび候なり

壬申七月十七日 埼玉県印

陸軍

裁判所

御中

官物紙包み添え